

監査公表第4号（平成24年5月8日、県公報第3392号）

教育委員会出先機関定期監査結果の報告に基づき講じた措置（平成23年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査結果の報告（平成24年2月21日23監二第686号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

23教財第536号
平成24年3月27日

福岡県監査委員 小串正伸 殿
同 進谷庸助 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 原竹岩海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年2月21日23監二第686号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
遠賀高等学校	退職した職員の平成22年10月分の給与等について、給与等資金前渡員口座に残されたまま1年2ヵ月支給されていなかった。	未支給の給与等については、平成23年12月13日に支給済み。 給与の支給手続きについて関係職員に周知を図るとともに、給与等資金前渡員口座及び給与支給調書等の確認の徹底を行い再発防止に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	学校の生産物売払収入について、1万円に達した時点で速やかに指定金融機関への払い込みをする必要があるが、遅延しているものが見受けられた。	販売した生産物及び収納金の確認を毎日行うとともに、その都度、販売報告の決裁を受け、速やかに銀行への払い込みを行うよう徹底した。
	廃プラスチック類等の処理は適正に行われていたが、その契約手続きにおいて、一部不備なものが見受けられた。	廃プラスチック類等の処理に係る契約手続きの不備については、関係法令等制度の周知徹底を図り、適正な事務処理に努める。